

柳川市立小・中学校の今後の在り方について（答申）

令和3年（2021年）3月23日
柳川市立学校適正規模・適正配置化検討委員会
（柳川市教育の未来を考える会）

柳川市立小・中学校の今後の在り方について

目 次

1. はじめに	1
2. 柳川市がめざす学校づくりに向けて	2
(1) 柳川市の学校の現状	2
①小中学校の児童生徒数及び学級数（通常学級）の推移	2
②学校規模の推移	2
③施設の建築年度と老朽化	3
(2) 柳川市の学校の課題	3
①現状の中に見える課題・問題点	3
②今後予測される状況	4
(3) 柳川市がめざす学校像	5
◎めざしたい学校像	5
①新学習指導要領をはじめとして、これからの時代の要請に応えうる力を備えた児童生徒の育成	5
②ふるさと柳川の歴史・文化を理解し、郷土に誇りを持つ児童生徒の育成	5
3. 柳川市がめざすべき教育に応えうる学校づくり	5
★今後の学校づくりに向けた基本方針	6
4. おわりに	14

柳川市立小・中学校の今後の在り方について

1. はじめに

柳川市においては、平成22年（2010年）8月18日に最初の柳川市立学校適正規模・適正配置化検討委員会（以下「前回委員会」）が設置され、柳川市教育委員会（以下「教育委員会」）から「柳川市立学校の適正規模及び適正配置化について」について諮問を受けました。

慎重な審議・検討を重ねた結果、平成23年（2011年）12月22日に、小学校については「通学距離が概ね2km以内程度の適正配置が実現できている現在の状況を変更し、適正規模を優先する小学校の統合は、時期尚早」、中学校については「適正配置の基準である現在の状況を変更して統合・再編するより、当分の間は現状のままとしたほうが良い」との答申を出しました。

このことを受け、教育委員会は、平成24年（2012年）5月21日に「柳川市立学校の小規模化に対する対応方針」を策定し、その中で「少なくとも10年後の平成33年度には再度、統合・再編を含めた小中学校の小規模化対策を検討する必要があります」としています。その後、本市においても児童生徒数の減少が進み、今後もこの傾向が続いていくことが懸念されます。

また、平成20年度中学校入学者から適用していましたが指定校変更理由の「通学距離が近い」については、特定の中学校において、3割超が指定校変更による入学者という状況が発生する等の問題点や課題が発生し、柳川市通学区域審議会からの答申を受け、平成28年度中学校入学者（平成28年度及び平成29年度は経過措置あり）からは指定校変更理由から削除しています。

このような状況において、今後の児童生徒数の減少傾向及び子どもの教育環境の変化に対応できる新たな教育体制を整備する必要性から、令和2年（2020年）2月20日に改めて柳川市立学校適正規模・適正配置化検討委員会（柳川市教育の未来を考える会）（以下「検討委員会」）が設置され、教育委員会から児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、これからの小中学校のより良い教育環境の整備と充実した学校教育を実現するために「柳川市立小・中学校の今後の在り方について」について諮問を受けました。

本検討委員会では、この諮問を受けて、柳川市の未来の子どもたちにとってより良い教育環境となるためには、学校はどうあるべきかという視点から審議を行いました。また、審議を市民に開かれたものとするために本検討委員会を公開し、本検討委員会の議論の経過を確認することができるよう議事録も公開してきました。

なお、今回設置された検討委員会は、教育的な視点に立ち、市全体の今後の在り方について諮問を受けているため、個別の校区や学校を挙げて今後の在り方を議論するものではありません。

2. 柳川市がめざす学校づくりに向けて

(1) 柳川市の学校の現状

①小中学校の児童生徒数及び学級数(通常学級)の推移

現在(2020年)における小学校の児童数は、2012年と比較して、311人減少しています。同じく中学校の生徒数は341人減少しています。今後の将来推計においても小中学校ともに減少傾向が続くと見込まれています。

また、現在(2020年)における小学校の学級数は、2012年と比較して、7学級減少しています。同じく中学校の学級数は11学級減少しています。今後の将来推計においても小中学校ともに減少傾向が続くと見込まれています。

【児童生徒数・学級数(通常学級)の推移】

区分		H24 (2012)	R2 (2020)	R12 (2030)	R22 (2040)
小学校	児童数	3,667	3,356	2,935	2,405
	学級数	149	142	124	114
中学校	生徒数	1,891	1,550	1,480	1,312
	学級数	58	47	47	45

※児童生徒数は、「学級編制5月1日現在調査」(H24、R2)及び「第2次柳川市総合計画後期計画策定に係る基礎調査資料(人口ビジョン)」(平成30年度)に示す、柳川市独自推計による学区別・年齢別の人口推計結果(R12、R22)を活用する。

②学校規模の推移

現在(2020年)における小学校は、2012年と比較して、全学年が単学級になる学校が3校増加しています。今後もさらに小規模化が進み、全学年が単学級になる学校の増加や令和7年度(2025年)には継続して複式学級が生じる学校が見込まれています。

また、中学校は、すべての学年が2クラスまたは3クラスの学校となることが見込まれています。

【小学校】

学級数	H24 (2012)	R2 (2020)	R12 (2030)	R22 (2040)
5学級以下	1	0	1	3
6学級	9	12	16	15
7～11学級	7	5	0	0
12学級	1	1	2	1
13学級	1	1	0	0

【中学校】

学級数	H24 (2012)	R2 (2020)	R12 (2030)	R22 (2040)
6学級	1	3	3	3
7～8学級	1	0	0	0
9学級	1	2	2	3
10～11学級	0	1	1	0
12学級	3	0	0	0

③施設の建築年度と老朽化

本市の小学校及び中学校の建物に関して、2019年度現在、おおむね10年ごとに遡って建築年を見ると、1978年度以前（建築から41年以上）に整備された建物の整備量（延床面積）が最も多く、全体の27.9%を占めています。小学校は1979～1988年度に整備された建物が多くなっています。中学校は小学校よりも年度にばらつきがあるものの、1978年度以前と、1989～1998年度に整備された建物が多くなっています。

本市の小中学校の施設は、計画的に改修等を行ってきており、緊急に対応を要するものはありません。しかしながら、建築年度の古いものが多く、老朽化が進んでいるため、現在も改修や維持・補修に多額の費用がかかっています。また、災害時の緊急避難場所としての役割も果たしているため、今後も改修や維持・補修にさらに多額の費用がかかることが予想されています。

(2) 柳川市の学校の課題

①現状の中に見える課題・問題点

【共通】

《児童生徒》

- 児童生徒数が減少している。
- 友人関係をめぐる問題や学習のつまずきなどの学校生活や家庭生活に起因して不登校の児童生徒が増加傾向にある。
- 学校への不適応を理由として指定校以外の学校を希望する児童生徒が存在している。
- 特別支援学級に在籍する児童生徒及び通常学級において特別な配慮を要する児童生徒が増加傾向にある。

《教員》

- 教員によっては、特別支援教育に関する専門的な知識・技能、特に発達障害に関する専門的な知識・技能を有していない。
- 既存の科目内で教えるプログラミング教育を行う教員に、十分な知識や技術、技能が身に付いていない。
- ベテラン教員が大幅に減少し、経験年数の少ない教員が増加しているため、若手教員の指導力の向上が課題となっている。

《施設・設備》

- ICT関連機器等の整備やICT支援などについては、国が求めている基準を下回っている。
- 25校すべての校舎、校地の整備等、施設の十分な維持管理をするための予算確保が難しくなっている。また、1校あたりに配当できる予算も限られるため、施設・設備の充実が難しい。

《その他》

- 就学援助受給者が増加傾向にある。
- 学校あたりの教員数が少なく組織的な体制が組みにくくなっているため、指導方法等に制約が生じ、加配の教員がいなければ習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態が取りにくい。

【小学校】

《児童》

- 多くの小学校で学年1クラスとなっているため、多様な見方・考え方に触れる機会や互いに切磋琢磨し合える機会が減少し、価値観や人間関係が固定化しやすくなっている。

《教員》

- 教科化された外国語教育を行う現職担任教員の多くは教職課程で外国語指導を学んでおらず、専科教員も市内で1名しか配置されていない。
- 教育課程における外国語の教科化やプログラミング教育の必修化等、多岐にわたる指導内容の増加、学級経営や校務分掌事務、研修、生徒指導、保護者対応、さらには自然災害の対応等、1人で異なる複数の職務や役割を果たさなければならず多忙化している。
- 単学級の小学校では、学年を1人の教員で経営することになり、若手教員が同学年の先輩教員に相談するという機会がなく、授業観察や共同での教材研究等が難しい。また、教員相互の連携や切磋琢磨する機会が少ないため、指導力の向上が図りにくい。

《その他》

- 体育の球技や音楽の合唱・合奏のような集団学習だけでなく、グループ活動を行う場合にも編成に制約が生じる等、目的に応じた多様な学習形態を計画することが難しくなっている。

【中学校】

《生徒》

- 指導する教員の不足等の理由で十分な部活動の種目や指導が保障できず、選択の幅が狭まり、部活動のための転出等が存在している。

《教員》

- 学年2～3クラスの中学校が増え、学級数に応じた配置基準に基づく教員数だけでは十分な教員数が確保できない。また、教科によっては常勤の教員を配置できない場合がある。
- 教員ごとに受け持つ授業時間数に不均衡が生じている。
- 部活動の指導が長時間勤務や休日出勤の一因となっている。
- 学年別や教科別の教員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくいいため、指導力の向上が図りにくい。

②今後予測される状況

【共通】

《児童生徒》

- 出生者数が減少しており、現在（2020年）と比較して、小学校では10年後13%程度、20年後28%程度、中学校では10年後5%程度、20年後15%程度、児童生徒数が減少する。
- 性別に関して悩みを抱える児童生徒、日本社会への適応に課題がある場合や日本語指導が必要な外国人児童生徒等の多様な子どもたちへの対応が必要になる。

《施設・設備》

- 各学校にICT環境整備やプログラミング教育等の推進に伴う条件整備等、なお一層の教育予算が必要になる。
- 児童生徒数が減少した学校に余剰教室等が発生する。
- 長期的には各学校で改修、改築の時期がくる。

(3) 柳川市がめざす学校像

◎めざしたい学校像

確かな学力と豊かな心を身に付け、たくましく生きる子どもの育成
「行きたい、行かせたい」と言われる地域とともにある学校づくり

①新学習指導要領をはじめとして、これからの時代の要請に応えうる力を備えた児童生徒の育成

- ・多様で変化の激しい社会を生き抜くための主体的・能動的な力の育成
- ・自分なりに試行錯誤したり、他者と協働したりして課題解決する力の育成
- ・生きて働く知識・技能の習得と未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力の育成、学びを社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養
- ・国際化・情報化時代を生き抜くための外国語理解・情報活用能力の育成

②ふるさと柳川の歴史・文化を理解し、郷土に誇りを持つ児童生徒の育成

- ・柳川市の歴史・文化理解に基づく、郷土に対する誇りと愛着の醸成
- ・小中9年間の系統的指導を通したいじめ・人権についての確かな理解の醸成

3. 柳川市がめざすべき教育に応えうる学校づくり

子どもには「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」があり、すべての子どもの命は守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、教育等の支援などを受けることが保障されています。また、その子どもにとって最もよいことを第一に考え、すべての子どもは、どのような理由においても差別されることはありません。

検討委員会では、すべての児童生徒の人権を尊重するとともに、一人一人の多様性を尊重し、平等に潜在能力を発揮できるようにする誰一人取り残さない教育が行われなければならないことは極めて重要なことであり、更に一層、教育の充実が図られていくことが必要であると考えています。そのことを踏まえ、柳川市の未来の子どもたちにとってより良い教育環境となるためには、学校はどうあるべきかという視点から審議を行ってきました。

その結果を、以下の「今後の学校づくりに向けた基本方針」に取りまとめましたので、今後教育委員会において、その実現に向けた具体的な方策を検討されるよう要望します。

★今後の学校づくりに向けた基本方針

- | |
|--------------------------------|
| (1) 適正規模・適正配置の基本的な考え方 |
| ① 望ましい学校規模・学級規模 |
| ② 望ましい学校配置 |
| ③ 適正規模・適正配置の基本手順 |
| (2) 基本的な学び |
| (3) 新しい学びへの対応 |
| ① 多様化している子どもたちへの支援 |
| ② 特別支援教育への対応 |
| ③ 外国語教育・プログラミング教育・ICT環境等の整備、充実 |
| (4) 教員について |
| (5) 地域との協働関係を生かした学校づくり |
| (6) 小中一貫校・義務教育学校の導入について |
| (7) 教科担任制の導入について |
| (8) 通学区の一部弾力化(学校の選択が可能な体制)について |
| (9) 施設整備面での充実(施設の複合化) |

(1) 適正規模・適正配置の基本的な考え方

①望ましい学校規模・学級規模

子どもたちの教育環境や将来の成長を見据えると、1学年における児童生徒数が極端に少ない状況では、小規模校のメリットを生かすにも限度があると考えます。学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、児童生徒が様々な大きさのグループによる集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、豊かな人間関係を築きながら規範意識をはじめとする社会性や協調性等を身に付けさせることが重要です。また、一定の学級数の中でクラス替えをすることで、自分自身を再発見するとともに新しい自分づくりに挑戦しようとする意欲を育んだり、友達がたくさんできる機会となったり、切磋琢磨することによる多様な価値観を醸成したりできるなどの人間関係面での効果、更には多様な学習形態を取り入れた教育を可能にし、同じ学年や同じ教科等の教員間で教材研究や意見交換がしやすくなる、教員間で十分な共通理解を図ることができるなど、一定の規模の児童生徒数が確保されていることが望ましいと考えます。

また、学校規模を検討するにあたり、学級は児童生徒が学校生活の大部分を過ごす基本単位であり、よりきめ細やかな指導の充実に向けて、学級規模（1学級の児童生徒数）を考慮することも極めて重要であると考えます。

このようなことから、一定数の児童生徒数を確保し、一定の学校規模・学級規模となることで、より良質な環境で教育を行うことができるように、望ましい学校規模・学級規模については次のとおりとします。

○小学校

小学校は、多様な人間関係の中で豊かな教育活動を推進していくために、全学年でクラス替えを可能とし、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するうえでも、通常学級で1学年2学級～3学級、全学年で12学級～18学級、1学級あたり25人程度であることが望ましい。

※複式学級の解消について

複式学級は、教員に特別な指導技術が求められ、実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じるなどの課題があると考えられるため、学校運営上の工夫だけでは教育上の課題の緩和を図ることが困難となる可能性があります。

したがって、複式学級の解消については、まず優先して望ましい学校規模・学級規模に向けた具体的な取組方を検討することが必要であると考えます。

○中学校

中学校は、教科担任制であることから、生徒の学習等に影響がないよう、免許外（臨時免許）での指導をなくし、学年別や教科別の教員同士で相談がしやすいように全教科にバランスよく十分な教員配置を行う必要性や、多様な部活動等様々な学校教育活動の充実を図るうえでも、通常学級で1学年3学級～5学級、全学年で9学級～15学級、1学級あたり30人程度であることが望ましい。

【柳川市における小中学校の適正規模】

区分	望ましい学校規模 (通常学級) (A)	望ましい学級規模 (1学級あたり) (B)	望ましい児童生徒数 (1校あたり) (A) × (B)	福岡県の 学級編制基準 (※)
小学校	1学年2～3学級 全学年12～18学級	25人程度	300人～450人程度	1年：35人 2～6年：40人
中学校	1学年3～5学級 全学年9～15学級	30人程度	270人～450人程度	1～3年：40人

※小学校は令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年をかけて、第2学年から段階的に35人学級へ移行予定。

②望ましい学校配置

学校の配置については、児童生徒の通学における負担面や安全面を考慮することが必要であることから、通学距離及び通学時間など通学条件の目安を考えることとし、現状等を踏まえ、望ましい通学条件については次のとおりとします。

- 徒歩や自転車による通学距離は、小学校で概ね2km以内、中学校で4km以内を目安とします。
- 遠距離通学や長時間通学を一定程度解消できる適切な交通手段が確保できるということを前提として、通学時間は概ね30分以内を目安とします。

※学校配置を考えるときの留意点

通学距離や通学時間については、前述した通学条件を目安としつつ、児童生徒の発達段階、通学路の安全確保、道路整備の状況等児童生徒の負担面や安全面を考慮した上で実態に応じた柔軟な対応が必要です。特に、安全面については、通学路での交通事故や犯罪を防止するため、学校、保護者、地域住民、行政、警察等が連携の上、通学路の安全点検をもとに必要な交通規制や道路標識の設置など危険箇所の改善に努め、地域の実情も踏まえながらその連携体制を強化し、地域の見守り隊による見守り活動が機能するよう十分に調整することが必要です。

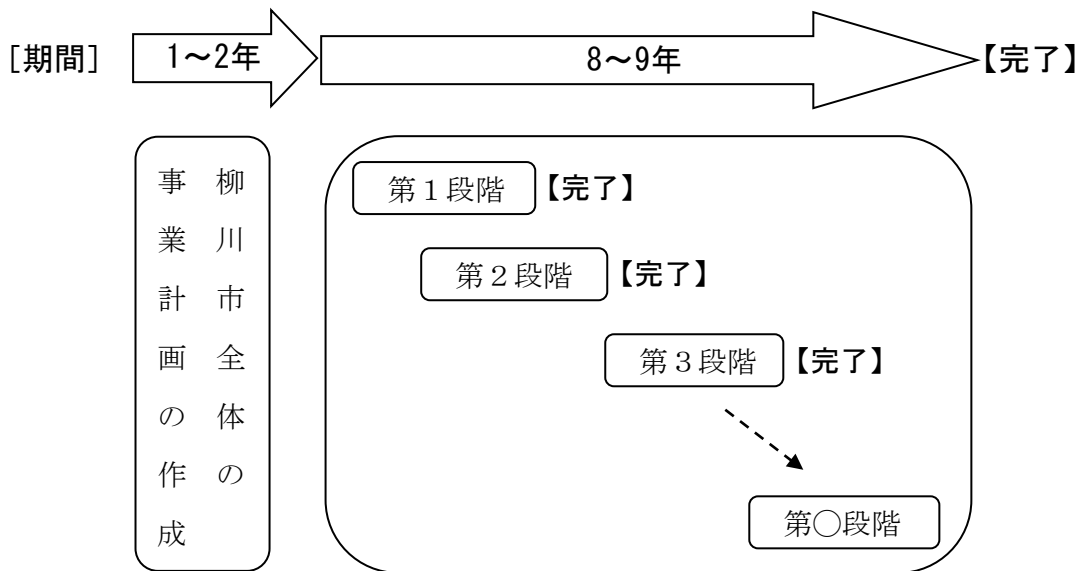
③適正規模・適正配置の基本手順

学校教育の充実と児童生徒のより良い教育環境を整備する適正な学校規模・学校配置を実現するためには、学校再編を基本として進めていくことが望ましい。

そのため、まずは学校再編等の具体的な方策について、柳川市全体の事業計画を教育委員会において、今後1～2年以内を目処に作成する必要があります。また、適正化を進めるにあたっては、保護者や地域住民への説明会等を通して、手法や検討期間等の情報を丁寧に発信し、共通理解を図りながら進める必要があります。

なお、適正化までの期間の目安は、事業計画作成後、8～9年以内を目処に、段階的に進めていくことが適当であると考えます。ただし、保護者や地域住民との協議に時間を要する場合は、拙速に進めるのではなく、さらに期間を設けて進めていくことが重要であると考えます。

【適正規模・適正配置の基本手順のイメージ】



※柳川市全体の事業計画の作成にあたっては、継続して複式学級が生じることが見込まれる小学校、授業や部活動等に支障が出ている中学校など、早期の対策を必要とする学校を優先して検討すること。

※適正化を段階的に進めていくにあたっては、段階の枠組みごとに保護者や地域住民、学校等の関係者による再編等の協議会などを設置すること。

(2) 基本的な学び

教育においては、どんなに社会が変化しようとも変わらないものがあります。社会で生きる学力、自分の身を守る力、豊かな人間性、正義感や公正さを重んじる心、自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心、人権を尊重する心、自然を愛する心など、こうしたものを子どもたちが培うことは、いつの時代の教育においても大切にされ、疎かにしてはいけない不易なものです。次代を担う子どもたち一人一人が、これからの教育においても、伸び伸びと自らの個性を存分に発揮しながら、こうした時代を超えて変わらないものをしっかりと身に付けていくことは重要であると考えます。

(3) 新しい学びへの対応

①多様化している子どもたちへの支援

学校生活や家庭生活に起因する不登校児童生徒の増加、子どもの貧困と教育格差の拡大、性別に関する悩み、日本社会への適応や日本語に課題がある外国人児童生徒など、社会等の変化に伴い、子どもたちが抱えている課題は多様化し、かつ複雑化しています。これらの多様な課題を抱えている子どもたちが社会で活躍できるようにするため、今後一層、子どもたち一人一人に応じたケアをきめ細かく行っていく支援や指導体制の整備が必要であり、次のようなことが考えられます。

- ・組織的な指導体制を確立し積極的な生徒指導を充実させ、不登校の防止、解消への取り組みを図る。
- ・適応指導教室「ありあけ」と学校との連携推進を図り、不登校又は不登校傾向の状態にある児童生徒に対する状況に応じた適切な相談、指導及び援助など、早期に在籍校への復帰に向けた取り組みを充実させる。
- ・スクールカウンセラー、スクールアドバイザー、スクールソーシャルワーカー等の相談体制の充実や関係機関との連携を図る。
- ・教職員への研修等を通じ多様化への適切な理解を進めるとともに、様々な課題解決に向けた研修等を実施する。
- ・就学援助制度により、経済的理由によって就学困難な児童生徒に対する支援を行う。
- ・性別に関して悩みを抱える児童生徒について、支援委員会（校内）やケース会議（校外）等、学校内外にサポートチームを作るなど、医療機関と連携をしながら、制服やトイレ、更衣室等に関する配慮等の支援など組織的な取り組みを図る。
- ・日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する日本語指導を担当する加配教員の要望や日本語指導の有償ボランティアの配置など、受入れ体制の整備を図る。

②特別支援教育への対応

ここ数年、特別支援学級に限らず通常学級においても特別な配慮を要する児童生徒は増加傾向にあり、今後も地域社会や保護者などの理解と協力のもと、特別な配慮を要する児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を行い、児童生徒の自立を支援するため、教育環境や教育内容の充実を図ることが必要であり、次のようなことが考えられます。

- ・専任指導主事の学校への派遣・指導や専門性を有する教員を配置する。
- ・教員への専門的な研修の実施等により、特別な配慮を要する児童生徒への理解及び専門性の確保、向上を図る。
- ・特別支援学校や特別支援学級等を経験した教員が、教員に対して日常的なOJT（職場内研修）等で経験や知見を伝授する機会を設けるなどして、担当教員を計画的に育成する。
- ・特別支援学級担任や通級指導担当教員、特別支援教育コーディネーターについて、特別支援学校教諭免許を取得しやすい環境の醸成を図る。
- ・各学校に児童生徒への個別的な支援を行うための特別支援教育支援員を効果的に配置する。
- ・中学校に通級指導教室を設置する。

③外国語教育・プログラミング教育・ICT環境等の整備、充実

新たな課題に対応する教育（外国語教育・プログラミング教育等）の実現を目指して、教員の指導力向上のためのより実践的な研修の実施、ALT（外国語指導助手）や専科教員の配置等による指導体制の確保・充実、ICT（電子黒板、実物投影機、デジタル教材等）を計画的に導入することが考えられます。本市では、文部科学省のGIGAスクール構想により、1人1台の情報端末や高速通信環境が本年度中に整備されます。同時に教育に関する設備機器などについても時代の流れに応じて導入を進め、良好で安全な学習環境を進めていかなければなりません。しかしながら、今後の学習活動において、最低限必要とされ、かつ、優先的に整備すべきICT関連機器等の整備やICT支援などについては、国が求めている基準を下回っており遅れています。ICT関連機器等の整備は、学習指導要領におけるICTを活用した学習活動を活性化するためには必要不可欠で、計画的に整備を進める必要があります。

(4) 教員について

近年、本市は多数を占めていたベテラン教員が大幅に減少し、経験年数の少ない教員が増加している状況にあります。そのため、全体の年齢構成がアンバランスとなり、急増している若年教員の力量向上と将来のリーダー育成に関する取り組みを充実させることが重要となっています。併せて、多忙化している教員の校務の仕事量を平準化しながら若年教員の人材育成を図るチームワークを發揮しやすい、ゆとりを持たせる体制をつくる必要がありますが、小規模校における学級数に応じた教員の配置基準ではその体制に必要な人数を確保することは難しい状況です。そのため、学級数に応じ配分される基礎定数とは別の加配定数は、専科を含む指導方法工夫改善や不登校など、学校が個々に抱える課題を解決するため措置されるもので、その役割は非常に重要であることから、今後も学校の意向に基づき継続的に県へ強く要望することが必要であると考えます。

本市においても、学力向上推進事業として独自に小中学校への講師の配置、部活動指導員制度の活用、学校給食費の公会計化、2学期制の導入など教員の負担軽減に向けた取り組みを実施していますが、加えて学校に対する市としての様々な支援を考え、教員が子どもと向き合う時間を十分に確保する工夫をしていく必要があります。

(5) 地域との協働関係を生かした学校づくり

学校は地域社会と深い結びつきをもち、地域の精神的・文化的・社会的拠点としての歴史や背景があるだけでなく、まちづくりの拠点や災害時の避難場所としての機能も持っています。本市では、全ての小中学校で学校運営協議会を設置してコミュニティ・スクールを導入するとともに、各地区には地域の拠点となるコミュニティセンターが整備されています。地域の子どもは地域で学び、地域で育てる環境づくりを基本に、自治会や子ども会などのコミュニティ活動と通学区域の整合性を保ち、子どもの健全育成を図るとともに、学校、家庭、地域社会の協力関係を築いていく、地域とともにある学校づくりが重要になっています。

コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民が学校運営に参画することを通じて、教職員と地域の人々が目標や課題を共有し、学校の教育方針や教育活動に地域のニーズを的確かつ機動的に反映させることを可能とするものであり、地域ならではの創意工夫を生かした特色ある学校づくりにつながるものです。学校再編や学区の在り方等の検討を機に、地域と学校のより密接な協働関係を構築していくということも考えられます。

また、小学校は令和2年度、中学校は令和3年度から完全実施される新学習指導要領では、社会に開かれた教育課程の実現を目指して、学校と地域がより連携・協働して教育活動を推進することの重要性が示されています。例えば各教科、総合的な学習の時間や特別活動等の時間を有機的に連関させ、各地域の多様な文化・地理・歴史・産業等の教育資源を積極的に活用した教育活動を展開することにより、地域学習やふるさと教育を充実させることも考えられます。また、地域に所在するか否かを問わず、大学、短大、専門学校等といった教育機関との持続的なネットワークを構築したり、学生との交流の機会を確保したりすることは、学校教育の充実のみならず、地域全体の活性化にも資するものと考えます。

(6) 小中一貫校・義務教育学校(※)の導入について

近年では、子どもの発達の早期化やいわゆる中1ギャップへの効果的な対応、学習内容の高度化への対応、学校の社会性育成機能の強化といった観点、また適正な学校規模を確保するための方策の一つとして、「小中一貫教育」を導入する市町村が増えてきており、学習指導面、生徒指導面、教職員の意識改革面等で顕著な成果が報告されています。特に地域の児童生徒数が少ない場合は、小中学校段階を一体的に捉えて一定の児童生徒数を確保することにより、学校行事の活性化や多様な学習集団の編成、異年齢交流の機会の大幅な拡大などが可能となり、小規模校の課題である社会性の育成や切磋琢磨する環境の整備、多様な考え方に触れる機会の確保に大きな効果が期待できます。

また、学校教育法が改正され、平成28年4月から義務教育学校という新たな学校の形態が制度化されています。この義務教育学校に移行することにより、従前の小中一貫教育推進に当たって課題となっていた、学校間の調整事務による教職員の多忙化を解消できるだけでなく、校長が一人になることにより意思決定、意思統一が円滑になったり、人事異動があった場合等にも継続的・安定的に取組を実施できたりするなどのメリットが加わることが考えられます。さらに、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した特別の教育課程を編成・実施した特色ある取り組みが行えるようになり、教育効果の向上が期待できます。

これは小中学校の教育課程や教育活動等これまでの学校運営のあり方を大きく変える形態になりますので、まずは小中一貫教育の教育的意義と課題について、丁寧に研究し、小中一貫教育の内容や方法は様々であるため、どのようなものが本市にとって最適であるかについて検討する必要があります。

※小中一貫校 …… 小中学校、学校ごとに校長と教職員組織（学校は複数）

○小中一貫校は、同一敷地内で小学校と中学校を1つの施設として設置する「施設一体型」、同一敷地内で小学校と中学校の建物をそれぞれ別に設置する「施設併設型」があります。また、小学校と中学校の校舎が別の敷地で設置のまま小中一貫教育を行う「施設分離型」もあります。

※義務教育学校 …… 1人の校長と1つの教職員組織（学校は1校）

(7) 教科担任制の導入について

「(4) 小中一貫校・義務教育学校の導入について」と併せて、教科担任制の導入も検討していく必要があります。このことは、文部科学省でも小学校高学年を対象に、2022年度を目途に「教科担任制」を本格的に導入することを目指しています。導入の目的としては、次のようなことが考えられます。

- ・担当教科数が絞られるため、教員は教材研究を深めることができ、教科指導の専門性を持った教員が多様な教材を活用して、より熟練した指導を行うことが可能となり授業の質が向上し、児童一人一人の学習内容の理解度・定着度の向上を図ることができる。
- ・1人の教員が受け持つ授業時数が減り、空き時間を教材研究や授業準備、生徒指導などの時間に活用することができ、学校の教育活動の充実や教員の負担軽減になる。
- ・1人の教員がその教科の授業を担当するため、学級間の学習指導の差が少なくなる。
- ・児童に複数の教員（学級担任・専科教員）が関わるため、複数の教員により児童を把握できるとともに、多面的に児童の良さなどを様々な視点から見ることができ、学級の枠を超えて児童を複数の教員で育てる意識が高まる。また、児童にとって学習や学校生活などの相談ができる教員が増え、児童の心の安定につながる。
- ・小中学校の連携による小学校から中学校への円滑な接続（中1ギャップの解消等）を図ることができる。

(8) 通学区域の一部弾力化(学校の選択が可能な体制)について

少子化、核家族化等から人と人とのかかわりが希薄化しつつあるなか、小中学校は学校だけで運営するのではなく、地域住民によるボランティア活動等、地域社会と連携していくことが求められています。このことを踏まえ、今後も通学区域の設定は、地域コミュニティを形成している行政区等が分断されることのないよう、可能な限り地域・保護者・学校等で組織している地域コミュニティにおける様々な活動との整合性にも配慮していく必要があります。

本市の児童生徒が通学する小中学校は、教育委員会が「柳川市立小中学校の通学区域

等に関する規則」により通学区域を設定し、就学すべき学校を指定しています。ただし、規則に規定する許可要件に該当する場合は、通学区域外から入学できる指定学校の変更を認めています。

今後の将来推計において、児童生徒数の減少傾向が続くと見込まれている状況の中、学校選択制の一つである小規模特認校制度は、特認校制度を小規模校で実施するもので、特定の学校を「特認校」として指定し、少人数での教育の良さを生かした、きめ細やかな指導や特色ある教育を行うことができ、指定校の児童生徒数の増加が期待できます。そのため、複式学級の解消等の選択肢の一つとして検討する必要があると考えますが、小規模特認校制度は従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学を認めることになるため、学校や地域の実情、通学条件や保護者の意向等を十分に考慮した上で、適切に判断することが求められます。

(9) 施設整備面での充実（施設の複合化）

学校施設では空調設備の設置、学校施設の耐震化を行い、トイレの洋式化などを進めています。一方で施設の老朽化も進んでいることから、今後とも計画的に施設の改修を行う必要があります。今後学校施設を新增築又は改修する場合、地域への学校開放を前提としてコミュニティスペースをあらかじめ設けるといった工夫を行うことや、図書館などの社会教育施設と複合化した施設とすることも考えられます。このことにより、例えば総合的な学習の時間などをはじめ、地域人材との連携がしやすくなるといった効果が期待できるほか、土日や休日における社会教育活動に子どもたちを参加させやすい環境が整備できます。また、子育て支援施設等（子どもの遊び場を含む）との複合化等により、いわゆる小1プロブレムの緩和や、異年齢集団による教育活動の充実を通じた社会性や道徳性の涵養などの効果が見込める場合もあります。

また、まちづくりの総合計画の一環として統合が行われる場合、様々な行政施設との複合化を検討することも考えられます。こうした工夫を行うことにより、例えば総合的な学習の時間やキャリア教育の充実などの効果も期待できます。

4. おわりに

令和2年（2020年）2月20日に検討委員会が設置され教育委員会からの諮問を受けてから2ヶ月に1回のペースで検討委員会を開催し、精力的に審議を重ねてまいりました。平成23年（2011年）12月22日に前回委員会が答申を出した当時と比べて、児童生徒数の減少はもとより、教員の多忙化や子どもたちが社会から期待される資質・能力も変化し、柳川市立学校を取り巻く環境は大きく変化しています。そのため、学校関係者、保護者、地域住民、及び行政が将来を見据えて学校の課題を考えていくことが必要となります。

今回の答申は、これらの環境の変化を踏まえて、柳川市立学校のより良い教育環境をつくり、充実した学校教育の実現に向けて、10年後、20年後に柳川市に生まれ育つ未来の子どもたちの立場に立って、より良い教育環境をつくるために何が必要なのかを常に考え、審議を行ってきた結果を取りまとめたものです。

今回の審議では、柳川市の未来の子どもたちにとってより良い教育環境をつくるために必要なことを様々な角度から審議することができました。今後も少子化が進むことが見込まれている状況において、柳川市の未来の子どもたちにより良い教育環境をつくるうえで適正規模・適正配置の実現が重要になります。そのためには、学校再編を基本として進めていくことが望ましいと考えます。

今後、この答申を具体化するにあたって、学校再編等を検討する際には、小学校が地域コミュニティの中核であることを考慮し、学校再編等の具体的な方策について、柳川市全体の事業計画を教育委員会において作成し、円滑に実施できるよう保護者や学校、地域住民ならびに自治会等地域関係組織の声を聞きながら丁寧な説明を行い、理解と協力を得たうえで進めていくべきであることは言うまでもありません。また、柳川市の将来を担う市民を育てるという観点から、児童生徒の意見を聞く機会を設けることも重要であると考えます。

最後に、学校は子どもたちの未来を育む大切な教育の場所であり、主役は子どもたちです。子どもたち一人一人が社会の変化に対応し、次の時代を担う「生きる力」を育み、望ましい人間形成を図っていくうえで、学校教育の充実と結びつけたこれからの学校づくりはどうあるべきかという視点に立ち、今後の柳川市立小中学校のより良い教育環境が整備されることを期待します。